

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 センター文書の開示（第5条－第22条）

第3章 情報提供等（第23条－第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）第31条第1項及び第32条の2第1項の規定に基づき、一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター（以下「センター」という。）の文書等の開示に関し必要な事項を定めること等により、センターの保有する情報の一層の公開を図り、もってセンターの諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正なセンター運営の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「センター文書」とは、センターの職員（センターの役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、センターの職員が組織的に用いるものとして、センターが保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。

2 この規程において「開示請求者」とは、センター文書の開示を請求する者、開示を請求しようとする者又は開示を請求した者をいう。

3 この規程において「異議申出人」とは、第19条第1項の規定により異議の申出をした者をいう。

（センター理事長の責務）

第3条 センター理事長（以下「理事長」という。）は、県民のセンター文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの規程を解釈し、運用するものとする。この場合において、理事長は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

（開示請求者の責務）

第4条 開示請求者は、この規程の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、センター文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 センター文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、理事長に対し、センター文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この規程に基づくセンター文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(事務の取扱い日時)

第5条の2 情報公開に関する事務を円滑に遂行するため、津ヨットハーバー管理規則(平成21年4月1日施行)第2条に定める休業日以外の日の同規則第3条に定める利用時間に、センターにおいて、センター文書開示請求書の受付事務その他別に定める事務を取り扱う。

2 センターの執務態勢により前項の規定により難しい場合は、同項の趣旨を踏まえた適切な日及び時間とする。

(センター文書の開示の請求方法)

第6条 第5条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、文書開示請求書(第1号様式)を直接理事長に、又は三重県の情報公開担当所管(以下「三重県」という。)を通じて理事長に提出しなければならない。

2 開示請求者は、理事長がセンター文書の特定を容易にできるように必要な協力をしなければならない。

3 理事長は、文書開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(センター文書の開示義務)

第7条 理事長は、開示請求があったときは、開示請求に係るセンター文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該センター文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは情報公開条例以外の条例の定めるところにより又はセンターが法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関若しくは地方公共団体の指示により、公にすることができないと認められる情報。

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報、公務員等(情報公開条例第7条第2号に規定する公務員等をいう。以下同じ。)の職務に関する情報及びセンターの職員の職務に関する情報を除く。)であって特定の個人が識別され得るもの並びに個人の事業に関する情報、公務員等の職務に関する情報及びセンターの職員の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは情報公開条例以外の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

三 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等（情報公開条例第7条第2号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人（情報公開条例第7条第2号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びセンターを除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から県民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると理事長が認めることにつき相当の理由がある情報。

五 センター、国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

六 センター、国、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、センター、国、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ センターが経営する事業、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第8条 理事長は、開示請求に係るセンター文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。この場合において理事長は、当該非開示情報に係る部分をその写しにより行うことができる。

2 開示請求に係るセンター文書に第7条第2号の情報（特定の個人が識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 理事長は、開示請求に係るセンター文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該センター文書を開示することができる。

（センター文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係るセンター文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該センター文書の存否を示さないで、当該センター文書の開示をしないことができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 理事長は、開示請求に係るセンター文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、次の各号左段に掲げる決定の区分に応じ、各号右段に掲げる書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、開示請求に係るセンター文書の全部の開示をする旨であって、文書開示請求書の提出があった日にセンター文書の開示をするときは、口頭により通知することができる。

一 開示請求に係るセンター文書の全部を開示する旨の決定 文書開示決定通知書（第2号様式）

二 開示請求に係るセンター文書の一部を開示する旨の決定 文書部分開示決定通知書（第3号様式）

2 理事長は、開示請求に係るセンター文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係るセンター文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、次の各号左段に掲げる区分に応じ、各号右段に掲げる書面により通知しなければならない。

一 次号又は第3号に掲げる場合以外の場合 文書非開示決定通知書（第4号様式）

二 前条の規定によりセンター文書の存否を示さないとき 文書の存否を明らかにしない決定通知書（第5号様式）

三 センター文書を保有していないとき 文書不存在決定通知書（第6号様式）

（開示決定等の期限）

第 12 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、文書開示請求書がセンターの事務所に到達した日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し、速やかに、文書開示決定等期間延長通知書（第 7 号様式）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第 13 条 開示請求に係るセンター文書が著しく大量であるため又は災害その他やむを得ない理由のため、文書開示請求書がセンターの事務所に到達した日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、開示請求に係るセンター文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りのセンター文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、理事長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、文書開示決定等期間特例延長通知書（第 8 号様式）により通知しなければならない。

2 前条第 2 項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第 2 項後段の規定を準用する。

3 前項後段において準用する前条第 2 項の書面の様式は、文書開示決定等期間の再延長通知書（第 9 号様式）及び文書開示決定等期間特例延長の再延長通知書（第 10 号様式）とする。

（理由付記等）

第 14 条 理事長は、第 11 条各項の規定により開示請求に係るセンター文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、理事長は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 15 条 開示請求に係るセンター文書にセンター、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 20 条第 2 項、第 21 条及び第 22 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、理事長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係るセン

ター文書の表示その他の事項を通知して、センター文書の開示に係る意見書を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、文書の開示に係る意見照会書（第 11 号様式）により、文書の開示に係る意見書（第 12 号様式）を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されているセンター文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ロ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されているセンター文書を第 9 条の規定により開示しようとするとき。

3 理事長は、前 2 項の規定によりセンター文書の開示に係る意見書（以下「意見書」という。）の提出の機会を与えられた第三者が当該センター文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書（この条、第 20 条及び第 21 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、文書を開示決定した旨の通知書（第 13 号様式）により通知しなければならない。

4 理事長は、第 1 項及び第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、第 11 条第 2 項の決定（以下「非開示決定」という。）をするときは、非開示決定後、当該反対意見書を提出した第三者に対し、文書を非開示決定した旨の通知書（第 14 号様式）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 16 条 理事長は、第 11 条第 1 項に規定する決定をしたときは、開示請求者に対し速やかに、当該決定に係るセンター文書の開示をしなければならない。

2 センター文書の閲覧又は視聴をする者は、当該センター文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、破損し、又は加筆してはならない。

3 理事長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、センター文書の閲覧又は視聴を停止させ、又は禁止することができる。

4 センター文書の写しを交付する場合の写しの作成は、非開示情報が記録されている部分を除き、対象センター文書を複写することにより行うものとし、加工、編集その他の人為的な変更（以下この項において「加工等」という。）は行わない。ただし、加工等を行わなければ複写し難い相当な理由があると理事長が認める場合は、この限りでない。

5 公文書の写しの交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

6 開示請求者は、第 11 条第 1 項に規定する通知により理事長が指定した日時又は場所において、開示を受けなければならない。ただし、開示請求者が当該日時に開示を受け

ることができないことにつき正当な理由があると理事長が認めるときは、この限りでない。

- 7 前項ただし書きに規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、理事長は、開示請求に係るセンター文書を開示したものとみなす。
- 8 第6項の理事長が指定する日時は、第5条の2第1項に規定する日及び時間のうちの適切な日時とする。ただし、これにより難い場合は、同条第2項の規定を準用する。
- 9 開示請求者は、第6項に規定する正当な理由があるため、第11条第1項の規定による通知を受けた開示の日時以外の日時に開示を受けようとする場合には、文書又は口頭により理事長に開示の日時の変更を申し出なければならない。
- 10 前項の規定による申出は、第6項に規定する理事長が指定した日時までにしなければならない。ただし、天災その他開示請求者の責に帰することができない理由があるときは、この限りでない。
- 11 前項ただし書の場合において、開示請求者は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に文書又は口頭により理事長に開示の日時の変更を申し出なければならない。
- 12 理事長は、第9項又は前項の規定による申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。
- 13 第6項の場所は、理事長が開示請求に係るセンター文書を保管している事務所の所在する場所とする。ただし、理事長が開示場所を変更することが適当であると認めるときは、理事長が指定する場所とすることができる。
- 14 センター文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録の視聴、閲覧、写しの交付等は、次条に定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法によるセンター文書の開示にあつては、理事長は、前項ただし書きの規定により開示場所を変更するとき、当該センター文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(電磁的記録の開示方法)

第16条の2 第16条第14項の規定による電磁的記録(映像又は音声記録されたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの(白黒出力に限る。)を閲覧させ、又は交付することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(以下この項において「複製物」という。)をディスプレイ等映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複製物を交付することにより開示を行うことができる。
 - 一 非開示情報がないこと。
 - 二 開示に必要な電磁的機器が配備され、閲覧又は複製が技術的に容易であること。
 - 三 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。

- 3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録(映像又は音声記録されたもの

に限る。以下この項及び次項において同じ。)若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの(以下この項において「複写物」という。)をディスプレイ等映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。

一 非開示情報がないこと。

二 開示に必要な電磁的機器が配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。

三 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。

四 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。

4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したもののから非開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を理事長が所有する電磁的記録媒体に複写し交付することにより行う。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第17条 理事長は、法令の規定により、何人にも開示請求に係るセンター文書が第16条第14項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該センター文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第5項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 センター文書(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受けるものは、別表により、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 電磁的記録の開示を受けるものは、理事長が定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

3 第1項及び第2項に規定する費用は、前納とする。ただし、当該費用は、開示請求に係る公文書の写しの作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

4 第1項に規定するセンター文書の写し又は第2項に規定する電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を受けようとする場合の送料は、前納とする。この場合において、当該費用に過不足が生じたときの取扱いについては、理事長が別に定める。

(異議の申出)

第19条 開示決定等に異議がある者は、当該開示決定等を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、直接理事長に対し、又は三重県を通じて理事長に対し、異議申出書(第15号様式)により異議の申出をすることができる。

2 前項の規定による異議の申出について、この規程に定めのない事項は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求の例によるものとする。

（諮問等）

第 20 条 開示決定等について前条第 1 項の規定による異議の申出があったときは、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書（第 16 号様式）により三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年三重県条例第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

一 異議の申出が第 19 条の規定に適合しないため、却下するとき。

二 決定で、異議の申出に係る開示決定等（開示請求に係るセンター文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 21 条（第 2 項第 2 号を除く。）において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議の申出に係るセンター文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 管理文書（センター文書のうち、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者としてセンターが行う津ヨットハーバーの管理に関するものをいう。以下同じ。）の開示決定等について前条第 1 項の規定による異議の申出があったときは、理事長は、管理文書異議申出報告書（第 17 号様式）により三重県及び三重県港湾管理担当所管へ報告するものとする。

3 第 1 項の規定により諮問をした理事長は、次に掲げる者に対し、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第 18 号様式）により通知しなければならない。

一 異議申出人及び参加人

二 開示請求者（開示請求者が異議申出人又は参加人である場合を除く。）

三 当該異議の申出に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申出人又は参加人である場合を除く。）

4 第 1 項の規定による諮問をした場合において、この規程に定めのない事項については、情報公開条例の例による。

（異議の申出に対する決定等）

第 21 条 理事長は、前条第 1 項各号に該当すると認めるときは、決定書（第 19 号様式）により当該異議の申出に対する決定をし、当該決定書の謄本（原本と相違ないことを証明したものに限る。以下同じ。）を異議申出人に送付しなければならない。この場合において、第 22 条第 1 項の規定により開示請求者に通知したときは、理事長は、異議申出に係る文書の開示通知書（第 20 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

2 理事長は、前条第 1 項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、決定書（第 19 号様式）により当該異議の申出に対する決定をし、当該決定書の謄本を異議申出人に、当該謄本の写し（異議申出人の住所、氏名、年齢その他当該異議申出人を識別し得る情報を知り得ないようにしたものに限る。）を次の各号左段に

掲げる区分に応じて各号右段に掲げる者に送付しなければならない。

- 一 反対意見書を提出した第三者が参加人とならなかった場合で、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するとき 当該第三者
- 二 第三者からの異議の申出を却下し若しくは棄却する決定をするとき、又は第三者からの異議の申出に係る開示決定等の全部若しくは一部を取り消し若しくは変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部若しくは一部を開示しないとき 開示請求者
- 3 前項の場合において、当該決定は、異議申出書がセンターの事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。
- 4 第15条第4項の規定は、第15条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書を提出する機会を与えてした開示決定等につき第1項又は第2項の規定により開示請求者からの異議の申出を棄却する決定をするときに、これを準用する。
- 5 理事長は、開示請求者からの異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、異議申出に係る文書の開示決定通知書（第21号様式）により開示請求者に通知するものとする。
- 6 理事長は、第三者から反対意見書の提出があった開示決定等について開示請求者がした異議の申出に対して当該開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。
- 7 開示請求者からの異議の申出について、反対意見書を提出した第三者が参加人になった場合において、当該異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書を開示決定した旨の通知書（第22号様式）により当該第三者に通知するものとする。
- 8 開示請求者からの異議の申出について、反対意見書を提出した第三者が参加人にならなかった場合において、当該異議の申出に係る開示決定等の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部又は一部を開示するときは、当該決

定後直ちに、第5項の規定により通知した異議申出に係る文書の開示決定通知書の写し（異議申出人の住所、氏名、年齢その他当該異議申出人を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を当該第三者に送付するものとする。
（第三者からの異議の申出の場合）

第22条 開示決定に対して第三者から異議の申出があったときは、理事長は、当該異議の申出に対する決定を行うまで開示を停止し、当該異議の申出をした第三者及び開示請求者に対して速やかに開示停止通知書（第23号様式）により通知するものとする。

2 理事長は、次の各号に掲げる決定をする場合には、当該決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

一 開示決定に対する第三者からの異議の申出を却下し、又は棄却する決定。

二 第三者からの異議の申出に係る開示決定の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の一部を開示するとき。

3 理事長は、前項第1号に掲げる決定をするときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書の開示通知書（第20号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の開示通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付しなければならない。

4 理事長は、第2項第2号に掲げる決定をするときは、当該決定後直ちに、異議申出に係る文書の部分開示決定通知書（第24号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の部分開示決定通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報及び開示を実施する場所を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申出人に送付しなければならない。

5 理事長は、第三者からの異議の申出に係る開示決定の全部又は一部を取り消し又は変更する決定をして、当該異議の申出に係るセンター文書のうち当該第三者が開示に反対の意思を表示した情報が記録された部分の全部を開示しないときは、異議申出に係る文書の非開示決定通知書（第25号様式）により開示請求者に通知し、当該異議申出に係る文書の非開示決定通知書の写し（開示請求者の氏名その他当該開示請求者を識別し得る情報を知り得ないようにしたものに限る。）を異議申立人に送付するものとする。

第3章 情報提供等

（情報提供施策の推進）

第23条 理事長は、県民がセンターに関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

2 理事長は、効果的な情報提供を実施するため、県民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。

（センターに関する情報等の写しの交付）

第 23 条の 2 前条第 1 項に規定するセンターに関する情報又は同条第 2 項の規定により収集した情報の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合においては、第 18 条の規定を準用する。

2 前項の規定による写しの交付の依頼は、センター資料等複写依頼書（第 26 号様式）によるものとする。

（センター文書の管理）

第 24 条 理事長は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、センター文書を適正に管理するものとする。

2 理事長は、センター文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他のセンター文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

3 理事長は、保存期間が 1 年以上のセンター文書の件名その他理事長が別に定める事項を、次の各号のいずれかに掲げる方法により、公表するものとする。

一 津ヨットハーバー及びセンターの主要な事務所において、書面により公衆の閲覧に供する方法。

二 センターが管理するインターネットのホームページであって公衆が自由にアクセスすることができるものに掲載する方法。

4 理事長は、前項の規定により公表するにあたっては、非開示情報を開示することにならないよう、配慮するものとする。

5 理事長は、第 3 項第 1 号に掲げる方法により公表したときは、同項の規定により公衆の閲覧に供した書面の写しを、三重県に送付するものとする。

（制度の周知）

第 25 条 理事長は、県民がこの規程を適正かつ有効に活用できるようにするため、この規程の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

（センター文書の開示の実施状況の公表等）

第 26 条 理事長は、毎年 1 回、センター文書及び管理文書の開示についての実施状況を取りまとめ、三重県に報告するものとする。

2 前項の規定により取りまとめて報告する実施状況は、請求件数、開示に関する決定の状況、異議の申出の状況その他三重県が指示する事項とする。

（適用除外）

第 27 条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 43 号）により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定が適用されないこととされたセンター文書については、この規程は適用しない。

（委任）

第 28 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、平成 13 年度以降に作成され、又は取得したセンター文書について適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行の日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行前に改正前の規程の規定によりされた決定、手続きその他の行為は、この規程の相当規定によりされた決定、手続きその他の行為とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 この規程の施行前に改正前の財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター情報公開規程の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれ改正後の財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター情報公開規程の規定によりなされた決定、手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

別表

写しを交付する センター文書の 種類	開示の実施の方法	費用
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1 枚につき 1 0 円
		カラーの場合 1 枚につき 4 0 円
2 電磁的記録	(1)用紙に出力したものの交付（日本工業規格 A 3 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1 枚につき 1 0 円
	(2)電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的媒体記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(3)非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額。
3	1 及び 2 に掲げる場合以外のもの	作成に要する費用に相当する額